

藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託 審査選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 公募型プロポーザル方式により藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託の委託事業者を厳正かつ公平に選定するため、藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託審査選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 事業者の選定

(2) 前号に掲げるもののほか、委員長が審査に関し必要があると認められた事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、委員7名で組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、教育部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

2 教育部長、藤沢市立中学校長会代表、保護者代表、学校給食課長、栄養士代表、情報システム課職員、デジタル推進室職員

3 委員長には教育部長を、副委員長には学校給食課長をもってあてる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が委員会を招集した場合において、出席できない委員があるときは、当該委員が指名する者が当該委員に代わって出席できるものとする。
- 3 前項に定める指名を受けたものは、委員の一切の権限を有するものとする。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の合議により決定するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校給食課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

(この要綱の執行)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日に、その効力を失う。